



長野県報

3月14日(木)
平成25年
(2013年)
第2453号

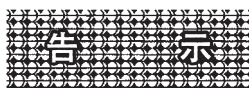
目次

告示

福祉医療費給付事業補助金交付要綱の一部改正(健康福祉政策課).....	2
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障害者支援課).....	2
障害者自立支援法に基づく指定一般相談支援事業者の指定(障害者支援課).....	3
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定(障害者支援課).....	3
家畜伝染病予防法に基づく検査の実施(園芸畜産課).....	4
保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課).....	7
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課).....	7
公共測量の終了(建設政策課).....	8
豪雪地帯対策特別措置法に基づく市町村道の改築工事の完了(道路管理課).....	8
漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示(内水面漁場管理委員会事務局).....	8

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働・NPO課).....	8
一般競争入札(健康長寿課).....	9
大規模小売店舗立地法に基づく聴取した意見の縦覧(経営支援課).....	10
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく収去飼料の試験結果の概要の公表(園芸畜産課).....	10
建設業の許可の取消し(建設政策課).....	11
土地区画整理組合の解散の認可(都市計画課).....	29
一般競争入札(2件)(河川課).....	29
一般競争入札(高校教育課).....	30
一般競争入札(特別支援教育課).....	31
警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課).....	32
一般競争入札(障害者支援課).....	33
一般競争入札(農業技術課).....	34
特定調達契約に係る落札者の決定(企業局).....	35
一般競争入札(高校教育課).....	35



長野県告示第121号

福祉医療費給付事業補助金交付要綱（昭和46年長野県告示第168号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行します。

平成25年3月14日

長野県知事 阿部守一

第3第1項の表の医療費補助金の項中「の障害者自立支援法」を「の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第1条第3号」を「第1条の2第3号」に改める。

健康福祉政策課

長野県告示第122号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成25年3月14日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害福祉サービスの種類
社会福祉法人辰野町社会福祉協議会	辰野町社協指定訪問介護事業所	上伊那郡辰野町大字伊那富2681-1	平成24年12月1日	同行援護
社会福祉法人アルプス福祉会	居宅介護事業所あしすと西	松本市新村2750	平成25年1月1日	居宅介護 重度訪問介護 行動援護
社会医療法人 恵仁会	ヘルパーステーション望月	佐久市協和126番地3	平成25年3月1日	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護
有限会社 イー・ライフ	イー・ライフ松本島内	松本市大字島内729番地3	平成25年3月1日	居宅介護 重度訪問介護
特定非営利活動法人レスパイトケアはちもり	ケアホームはちもり	東筑摩郡朝日村西洗馬1742-1	平成24年12月20日	短期入所
特定非営利活動法人みんなの家	知的障害者グループホーム美野里	上水内郡信濃町大字富濃3971	平成24年12月1日	短期入所
社会医療法人 恵仁会	ケイジンピア・サポートセンターもちづき	佐久市協和126番地3	平成25年3月1日	短期入所
社会福祉法人 まるこ福祉会	きらり	上田市長瀬2885番地3	平成24年12月1日	就労継続支援B型
特定非営利活動法人 想	特定非営利活動法人 想生活介護事業所Na2	上田市保野324番地1	平成25年1月1日	生活介護
一般社団法人 トライアングル	一般社団法人就労継続支援A型事業所トライアングル	佐久市岩村田3162-47	平成25年2月1日	就労継続支援A型
社会福祉法人小諸青葉福祉会	ケアホームやまびこ	小諸市乙女1510-2	平成24年12月10日	共同生活介護

障害者支援課

長野県告示第123号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成25年3月14日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	地域相談支援の種類
医療法人 友愛会	やすらぎ	上田市住吉167-1	平成24年4月1日	地域移行支援・地域定着支援
特定非営利活動法人わっこ自立福祉会	ピアサポートわっこ	上田市保野830-1	平成24年4月1日	地域移行支援・地域定着支援
合同会社 リカバリーアシスト	リカバリー相談支援事業所	東御市新張1265-308	平成24年4月1日	地域移行支援・地域定着支援
社会福祉法人 つばさ福祉会	つばさ相談支援センター	岡谷市神明町4-11-14	平成24年4月1日	地域移行支援・地域定着支援
特定非営利活動法人飯伊圏域障害者総合支援センター	飯伊圏域障害者総合支援センター	飯田市東栄町3108-1	平成24年4月1日	地域移行支援・地域定着支援
社会福祉法人 小諸青葉福祉会	相談支援センターやまびこ	小諸市乙女1510-2	平成24年12月4日	地域移行支援・地域定着支援
特定非営利活動法人てくてく	相談支援事業所てくてく	塩尻市広丘野村962-8	平成25年2月1日	地域移行支援・地域定着支援
医療法人 栗山会	一般相談支援事業所飯田病院	飯田市大通1-15	平成25年3月1日	地域移行支援・地域定着支援

障害者支援課

長野県告示第124号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成25年3月14日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害児通所支援の種類
社会医療法人恵仁会	ケイジンビア・サポートセンターもちづき	佐久市協和126番地3	平成25年3月1日	放課後等デイサービス

障害者支援課

長野県告示第125号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。

平成25年3月14日

長野県知事 阿部守一

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ブルセラ病、結核病予防のため	佐久市のうち 望月地区 南佐久郡 川上村 南牧村のうち 野辺山 板橋 海ノ口の うち 野辺山 原 東御市 岡谷市 駒ヶ根市のうち 中沢 東伊那 上伊那郡 箕輪町のうち 中箕輪 南箕輪村のうち 南原区 飯田市のうち 竜丘 下伊那郡 阿南町 下條村 豊丘村 木曾郡 木曾町のうち 新開 日義 福島 王滝村 松本市のうち 梓川 安曇野市のうち 明科 三郷 堀金 長野市のうち 中条地区 上高井郡 小布施町 高山村 上水内郡 飯綱町 中野市 飯山市	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛	平成25年 4月1日 から 平成26年 3月31日 まで	ブルセラ病 家畜伝染 病予防法 施行規則 別表第1 に規定さ れている 検査法 結核病 家畜伝染 病予防法 施行規則 別表第1 に規定さ れている 検査法
	県内全域	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛		

ヨーネ病
予防のため

佐久市のうち
浅間地区
野沢地区
中込地区
東地区
白田地区
望月地区
南佐久郡
川上村
南牧村のうち
平沢
野辺山
板橋
海ノ口の
うち
野辺山
原
東御市
小島郡
長和町
岡谷市
諏訪郡
富士見町のうち
富士見
落合
伊那市のうち
西箕輪
西春近
長谷
駒ヶ根市
上伊那郡
箕輪町のうち
中箕輪
飯島町
南箕輪村のうち
南原区
飯田市のうち
竜丘
飯田
松尾
座光寺
下久堅
龍江
鼎
上村
南信濃
下伊那郡
松川町
阿南町
平谷村
根羽村
下條村
売木村
天龍村
豊丘村
木曾郡
木曾町のうち
新開
福島
日義
三岳
王滝村
松本市のうち
梓川
波田
安曇野市のうち
明科
三郷

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛

平成25年
4月1日
から
平成26年
3月31日
まで

家畜伝染病
予防法施行
規則別表第
1に規定さ
れている検
査法

堀金 東筑摩郡 筑北村 山形村 朝日村 北安曇郡 松川村 長野市のうち 信州新町地 区以外 千曲市 埴科郡 坂城町 上高井郡 小布施町 高山村 上水内郡 飯綱町 中野市 飯山市 下高井郡 木島平村									
佐久市のうち 浅間地区 野沢地区 中込地区 東地区 白田地区 望月地区 南佐久郡 川上村 南牧村 東御市 小県郡 長和町 岡谷市 諏訪郡 富士見町の うち 富士見 落合 伊那市のうち 西箕輪 西春近 長谷 駒ヶ根市 上伊那郡 箕輪町のう ち 中箕輪 飯島町 南箕輪村の うち 南原区 飯田市のうち 竜丘 飯田 松尾 座光寺 下久堅 龍江 鼎 上村 南信濃 下伊那郡 松川町 阿南町 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 豊丘村	繁殖の用 に供し、又 は供する目 的で飼育し ている肉用 雌牛及び当 該雌牛と同 一施設内で 飼育してい る牛					木曾郡 木曾町のう ち 新開 福島 日義 三岳 王滝村 松本市のうち 梓川 波田 安曇野市のう ち 明科 三郷 堀金 東筑摩郡 筑北村 山形村 朝日村 北安曇郡 松川村 長野市 信州新町地 区以外 千曲市 埴科郡 坂城町 上高井郡 小布施町 高山村 上水内郡 飯綱町 中野市 飯山市 下高井郡 木島平村	県内全域	種付けの 用に供し、 又は供する 目的で飼育 している雄 牛及び当該 雄牛と同一 施設内で飼 育している 牛	
				ヨーネ病 発生予防 のため	県内全域	1 搾乳の 用に供し、 又は供す る目的で 飼育して いる雌牛 のうち、 県外から 導入され たもので あって過 去に県内 で検査を 受けたこ とのない もの 2 繁殖の 用に供し、 又は供す る目的で 飼育して いる肉用 雌牛のう ち、県外 から導入	平成25年 4月1日 から 平成26年 3月31日 まで		

		されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの				以上(だちょうの場合にあっては、10羽以上)飼養している農場のうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの				
牛海綿状脳症発生予防のため	県内全域	月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体 ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)施行規則第4条に該当する場合を除く。	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	酵素免疫測定法		家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢発生予防のため	県内全域	種鶏	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	急速凝集反応法
馬伝染性貧血発生予防のため	県内全域	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及び当該雌馬と同一施設内で飼育している馬 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及び当該雄馬と同一施設内で飼育している馬 3 競馬法(昭和23年法律第158号)による競馬に出場する馬 4 乗馬大会等に出場する馬	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	寒天ゲル内沈降反応検査		腐蛆病発生予防のため	県内全域	蜜蜂	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	臨床検査及び細菌検査
高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため	県内全域	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥のいずれか又は合わせて100羽	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応検査及びその他必要な検査(年1回以上実施)		アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防のため	県内全域	実施する区域で飼養されている牛(平成24年11月から平成25年4月までに生産され、かつ、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わないものに限る。)のうち、地理的、自然的条件を考慮して所轄家畜保健衛生所長が選定するもの	平成25年6月1日から平成25年11月30日まで	中和試験
						豚コレラの発生予防のため	県内全域	1 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜検査が実施される豚 2 飼養管理状況等を考慮して所轄家畜保健衛生所長が選定するもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	酵素免疫測定法

園芸畜産課

長野県告示第126号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年3月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
塩尻市大字奈良井字峠3の口、5、6の1、6の口、7の1、7の2、8の1、8の口、9の1、9の口、10の1、10の口、11の1、11の口、12、13のイ、13の口、14、15の1から15の3まで、15の口、15のホ、16から18まで、19の1、19の2、19のハ、20、29のハ、30の1、30の2、2535の口、字上峠100の1、100の2、100のイの4、字豊口2518の4、2518のホ
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第127号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年3月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡箕輪町大字東箕輪字間丁山3883、字知久沢入3884の1、3884の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第128号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年3月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野市鬼無里字原8407の53、8407の92、字栃平9521の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字原8407の92・字栃平9521の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第129号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年3月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
駒ヶ根市赤穂7の554から7の620まで、7の816、7の818、7の820、7の824、7の835、7の888、7の896、23の648、23の649
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
赤穂7の559、7の594から7の597まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、7の818、23の648
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第130号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年3月14日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡山形村字曾倉7766の1、7766の3、7766の4
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐とする。
字曾倉7766の1(次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山形村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第131号

茅野市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成25年3月14日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
公共測量(都市計画基本図作成)
- 作業期間
平成24年7月20日から平成25年3月1日まで
- 作業地域
茅野市

建設政策課

長野県告示第132号

豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第14条第1項の規定により長野県が実施した市町村道の改築工事は、次のとおり完了しました。

平成25年3月14日

長野県知事 阿部守一

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の日
長瀬秋山線	下水内郡栄村大字境字屋敷17675番の7地先から下水内郡栄村大字境字長俣18029番の117地先まで	道路改良	平成24年12月19日

道路管理課

長野県内水面漁場管理委員会指示第16号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成25年3月14日

長野県内水面漁場管理委員会会長

沖野外輝夫

- 指示内容
コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面(以下「公共用水面等」という。)において、こいを採捕した者は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、公共用水面等から生きたままこいを持ち出してはならない。
- 指示の期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

内水面漁場管理委員会事務局



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年3月14日

長野県知事 阿部守一

- 申請のあった年月日
平成25年3月6日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人憩いの家みどりの風
- 代表者の氏名